

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		特定地域型保育事業者の確認の変更
根拠法令及び条項		子ども・子育て支援法第44条
所管部課係名		こども未来部保育課運営支援係
審査基準	関係条項	
	基準 （未設定の場合はその理由）	子ども・子育て支援法第44条 特定地域型保育事業者は、利用定員（第二十九条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第四十六条第三項第一号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認の変更を申請することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	令和7年1月1日設定
	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	30日
	設定等年月日	令和7年1月1日設定